

平成26年第3回笠間市教育委員会定例会会議録

1. 招集日時 平成26年3月25日(火) 午後2時00分開議
2. 招集場所 笠間市教育委員会庁舎 会議室
3. 会議録署名人 教育委員 井上 明美
4. 出席者 教育委員 5名
事務局 13名
5. 傍聴人 なし
6. 提出された議題(議事) 以下のとおり
7. 会議の概要
 - (1) 開会
平澤委員長 午後2時00分開会を宣す。
 - (2) 議事録署名人の指名
平澤委員長 井上委員を指名する。
 - (3) 教育長の報告
飯島教育長 別紙により教育長事務報告をする。
平澤委員長 教育長の事務報告が終わりました。委員の意見を求めます。
各委員 (特になしの声)
平澤委員長 それでは、教育長の報告については、以上のとおりとします。
 - (4) 議事
平澤委員長 続きまして、議事に入ります。なお、本日の付議案件は24件ございますが、報告第3号は特定の個人が識別される案件であるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項の規定に基づき、審議を非公開としたいと思いますがいかがでしょうか。
各委員 (異議なしの声)
平澤委員長 それでは、異議なしと認め、報告第3号の案件を非公開といたします。

【報告第3号】(非公開)

平澤委員長 それでは、非公開の案件が終了しましたので会議の非公開を解除いたします。

平澤委員長 報告第4号 専決処分の承認を求めることについてを上程し、事務局より説明を求めます。

事務局 原案に基づいて説明をする。

平澤委員長 これより質疑に入りますが、何かご質問等はございますか。

各委員 (特になしの声)

平澤委員長 それでは、採決に入りますが、原案のとおり承認することに異議ございませんでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

平澤委員長 異議なしと認め、報告第4号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認いたします。

平澤委員長 次に報告第5号は特定の個人が識別される案件であるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項の規定に基づき、審議を非公開としたいと思いますがいかがでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

平澤委員長 それでは、異議なしと認め、報告第5号の案件を非公開といたします。

【報告第5号】(非公開)

平澤委員長 それでは、非公開の案件が終了しましたので会議の非公開を解除いたします。

平澤委員長 議案第11号 笠間市教育相談員の委嘱についてを上程し、事務局より説明を求めます。

事務局 原案に基づいて説明をする。

平澤委員長 これより質疑に入りますが、何かご質問等はございますか。

各委員 (特になしの声)

平澤委員長 それでは、採決に入りますが、原案のとおり可決することに異議ございませんでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

平澤委員長 異議なしと認め、議案第11号 笠間市教育相談員の委嘱については、原案のとおり可決いたします。

平澤委員長 議案第12号 笠間市教育指導員の委嘱についてを上程し、事務局より説明を求めます。

事務局 原案に基づいて説明をする。

平澤委員長 これより質疑に入りますが、何かご質問等はございますか。

小野瀬委員 あたごのひろばの指導員は1名とでていますが、これは現在探しているところでよろしいでしょうか。

飯島教育長 はい、そうです。

小野瀬委員 よろしくお願ひします。

平澤委員長 これは2名ずつの配置ということですか。

事務局 それぞれの適応指導教室で2名ずつの配置ですが、あたごのひろばについては適任者を探しているところであります。

平澤委員長 はい、わかりました。

平澤委員長 それでは、採決に入りますが、原案のとおり可決することに異議ございませんでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

平澤委員長 異議なしと認め、議案第12号 笠間市教育指導員の委嘱については、原案のとおり可決いたします。

平澤委員長 議案第13号 笠間市立学校評議員の委嘱についてを上程し、事務局より説明を求めます。

事務局 原案に基づいて説明をする。

平澤委員長 これより質疑に入りますが、何かご質問等はございますか。

井上委員 74番の笠間中の評議員が未定ですが、これは4月1日付で決まるということですか。

事務局 これは推薦が間に合わなかったもので、現在こういう形になっておりますが、これは交番長になることになっております。学校長推薦の時点ではまだ異動前ということで未定となっております。

井上委員 はい、わかりました。

平澤委員長 その他何かございますか。

平澤委員長 それでは、採決に入りますが、原案のとおり可決することに異議ございませんでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

平澤委員長 異議なしと認め、議案第13号 笠間市立学校評議員の委嘱については、原案のとおり可決いたします。

平澤委員長 議案第14号 笠間市立学校医の解職及び委嘱並びに担当校変更についてを上程し、事務局より説明を求めます。

事務局 原案に基づいて説明をする。

平澤委員長 これより質疑に入りますが、何かご質問等はございますか。

小野瀬委員 旧笠間の学校には内科の先生はいらっしゃらないのですか。

事務局 いらっしゃいます。本来であれば、学校医の内科と分けてあればベストなんでしょうけど、茨城県内では内科とか耳鼻科ともやっている学校というのはありますけれども、先生が少ないのですべて委嘱できるかと言えば出来ない、委嘱していない学校のほうが断然多いと思います。

小野瀬委員 わかりました。

平澤委員長 その他何かございますか。

平澤委員長 それでは、採決に入りますが、原案のとおり可決することに異議ございませんでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

平澤委員長 異議なしと認め、議案第14号 笠間市立学校医の解職及び委嘱並びに担当校変更については、原案のとおり可決いたします。

平澤委員長 議案第15号 笠間市文化財保護審議会委員の委嘱についてを上程し、事務局より説明を求めます。

事務局 原案に基づいて説明をする。

平澤委員長 これより質疑に入りますが、何かご質問等はございますか。

平澤委員長 一番上の方は44年と書いてありますが、44年間やっているということですか。

事務局 44年間やっているということです。

平澤委員長 おいくつくらいなのでしょう。

事務局 この方は若い頃からやっていたので、77～8歳だったかと思います。退職されてからやっているわけではありません。

平澤委員長 わかりました。

平澤委員長 その他何かございますか。

平澤委員長 それでは、採決に入りますが、原案のとおり可決することに異議ございませんでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

平澤委員長 異議なしと認め、議案第15号 笠間市文化財保護審議会委員の委嘱については、原案のとおり可決いたします。

平澤委員長 議案第16号 市史研究員の委嘱についてを上程し、事務局より説明を求めます。

事務局 原案に基づいて説明をする。

平澤委員長 これより質疑に入りますが、何かご質問等はございますか。

各委員 (特になしの声)

平澤委員長 それでは、採決に入りますが、原案のとおり可決することに異議ございませんでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

平澤委員長 異議なしと認め、議案第16号 市史研究員の委嘱については、原案のとおり可決いたします。

平澤委員長 議案第17号 笠間市スポーツ推進委員の解職及び委嘱についてを上程し、事務局より説明を求めます。

事務局 原案に基づいて説明をする。

平澤委員長 これより質疑に入りますが、何かご質問等はございますか。

各委員 (特になしの声)

平澤委員長 それでは、採決に入りますが、原案のとおり可決することに異議ございませんでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

平澤委員長 異議なしと認め、議案第17号 笠間市スポーツ推進委員の解職及び委嘱については、原案のとおり可決いたします。

平澤委員長 議案第18号 笠間市図書館協議会委員並びに笠間市子ども読書活動推進会議委員の任命についてを上程し、事務局より説明を求めます。

事務局 原案に基づいて説明をする。

平澤委員長 これより質疑に入りますが、何かご質問等がございますか。

柴山委員 この方の職務内容というのはどういうものになりますか。

事務局 笠間市図書館協議会委員については、図書館運営全般にわたります。年間の計画、執行状況につきまして審議をいただいております。その中でご意見等をいただきまして、今後の運営に参考とさせていただきます。子ども読書活動については、現在第二次の計画を策定していただいております。計画に基づいて執行したものの内容の審査、執行状況について協議をいただいております。25年度につきましては、計画を進めてまいりまして、4回ほど集まっておき審議をしていただきました。26年度につきましては3回程度の会議を予定しております。

柴山委員 例えば、本の入替えや購入を決めるというのは彼らがやるんですか。

事務局 資料の収集については、図書館の司書を中心として選定をおこなっており、ご意見がある場合は伺いいたしますが、基本的な実務は職員が行っております。

柴山委員 はい、わかりました。

平澤教育長 笠間図書館長から説明がありましたが、友部や岩間の図書館も同じく、全部の図書館で同じですか。

事務局 はい。

平澤教育長 ありがとうございます。

平澤委員長 その他何かございますか。

平澤委員長 それでは、採決に入りますが、原案のとおり可決することに異議ございませんでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

平澤委員長 異議なしと認め、議案第18号 笠間市図書館協議会委員並びに笠間市子ども読書活動推進会議委員の任命については、原案のとおり可決いたします。

平澤委員長 議案第19号 笠間市立学校管理規則の一部を改正する規則についてを上程し、事務局より説明を求めます。

事務局 原案に基づいて説明をする。

平澤委員長 これより質疑に入りますが、何かご質問等がございますか。

柴山委員 5番の学年始休業日のところは、今年は7日とかになるわけですか。今年は8日、9日ですよね。

事務局 ここにあるとおり、4月1日から5日については管理規則で定められている休みで、土日が休みになるわけです。学年始休業日が5日までで、2号の土日が休みということで、今年の始まりは7日からということですよ。

柴山委員 7日が月曜日でしたか。これは毎年変わるんですか。

事務局 毎年同じです。土日が絡むと長期休業日の長さが変わります。

柴山委員 わかりました。

平澤委員長 その他何かございますか。

平澤委員長 それでは、採決に入りますが、原案のとおり可決することに異議ございませんでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

平澤委員長 異議なしと認め、議案第19号 笠間市立学校管理規則の一部を改正する規則については、原案のとおり可決いたします。

平澤委員長 議案第20号 笠間市立幼稚園園則の一部を改正する規則についてを上程し、事務局より説明を求めます。

事務局 原案に基づいて説明をする。

平澤委員長 これより質疑に入りますが、何かご質問等はございますか。

柴山委員 59ページの5番のところ、これは4月1日から7日までとなっていますが、幼稚園は2日程度違うということでしょうか。

事務局 休みが長いということです。

柴山委員 学年末の休みも3日くらい違うということですか。

事務局 はい。

柴山委員 わかりました。

小野瀬委員 38ページの3条の2のところと、59ページを見比べて、学校管理規則ではあった入学する前などの記述が無いのはどういうことでしょうか。

事務局 学校管理規則では4月1日から入学する前までの休業日の規定があるのに、幼稚園園則には入園する前の規定がないのは整合性がないのではないかとということですか。

小野瀬委員 その部分です。

事務局 それでは担当より回答いたします。

岡野主査 幼稚園については義務教育ではありませんので、入園式の日をもって園児となります。4月1日から入園する前は園児ではないということになりますので、入園前の記述はなくなります。学年始休業日は現在園児である者に対して4月1日からは休業日であると規定しています。入園する前の子どもに対しては入園の日をもって園児となりますので休業日にあたらないということになります。

事務局 入園している者にとっては4月1日からですが、入園式から幼稚園児です。

小野瀬委員 小学校とは違うということですか。

事務局 小中学生ですと、義務教育ですので自動的に年度単位で所属することになります。

飯島教育長 入園許可があつて園児となるわけで、行かなくても問題ないわけですので。

小野瀬委員 幼稚園は義務教育じゃないから入らないということですね。3歳児とか4歳児から入る人もいますのでどうなのかなと思いました。

事務局 入園許可された日から卒園するまでが笠間市幼稚園児ということになります。

小野瀬委員 義務教育との違いですね。わかりました。

井上委員 62ページの17条のところですが、小中学校にも関係してきますが、健康診断のようなものがあるかと思いますが、その結果は何年保存というのは決まっているんですか。

事務局 小中学校については学校保健法で明確に決められております。幼稚園、義務教育が始まる前については法律で決まっている部分ではないので、現在のところ公立幼稚園にその決まりはない状態です。

井上委員 幼稚園に関してはないということですか。

事務局 入園前ですと、母子手帳に予防接種等が書いてあって就学児検診の際にそれを転記するわけです。記録されているのは母子手帳ですので、幼稚園では記録はありません。小中学校は法律で決まって実施しております。

井上委員 学校の保存期間というのは何年ですか。

飯島教育長 小中学校の健康診断票等の保存期間は5年間です。

井上委員 わかりました。ありがとうございます。

平澤委員長 その他何かございますか。

平澤委員長 それでは、採決に入りますが、原案のとおり可決することに異議ございませんでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

平澤委員長 異議なしと認め、議案第20号 笠間市立幼稚園園則の一部を改正する規則については、原案のとおり可決いたします。

平澤委員長 議案第21号 笠間市社会教育委員会議運営規則の一部を改正する規則についてを上程し、事務局より説明を求めます。

事務局 原案に基づいて説明をする。

平澤委員長 これより質疑に入りますが、何かご質問等はございますか。

各委員 (特になしの声)

平澤委員長 それでは、採決に入りますが、原案のとおり可決することに異議ございませんでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

平澤委員長 異議なしと認め、議案第21号 笠間市社会教育委員会議運営規則の一部を改正する規則については、原案のとおり可決いたします。

平澤委員長 議案第22号 笠間市青少年センター相談員規則の一部を改正する規則についてを上程し、事務局より説明を求めます。

事務局 原案に基づいて説明をする。

平澤委員長 これより質疑に入りますが、何かご質問等はございますか。

各委員 (特になしの声)

平澤委員長 それでは、採決に入りますが、原案のとおり可決することに異議ございませんでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

平澤委員長 異議なしと認め、議案第22号 笠間市青少年センター相談員規則の一部を改正する規則については、原案のとおり可決いたします。

平澤委員長 議案第23号 笠間市立幼稚園預かり保育に関する実施要綱の一部改正についてを上程し、事務局より説明を求めます。

事務局 原案に基づいて説明をする。

平澤委員長 これより質疑に入りますが、何かご質問等はございますか。

各委員 (特になしの声)

平澤委員長 それでは、採決に入りますが、原案のとおり可決することに異議ございませんでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

平澤委員長 異議なしと認め、議案第23号 笠間市立幼稚園預かり保育に関する実施要綱の一部改正については、原案のとおり可決いたします。

平澤委員長 議案第24号 笠間市適応指導教室管理及び運営要領の一部改正についてを上程し、事務局より説明を求めます。

事務局 原案に基づいて説明をする。

平澤委員長 これより質疑に入りますが、何かご質問等はございますか。

各委員 (特になしの声)

平澤委員長 それでは、採決に入りますが、原案のとおり可決することに異議ございませんでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

平澤委員長 異議なしと認め、議案第24号 笠間市適応指導教室管理及び運営要領の一部改正については、原案のとおり可決いたします。

平澤委員長 議案第25号 笠間市社会教育推進事業補助金交付要綱の一部改正についてを上程し、事務局より説明を求めます。

事務局 原案に基づいて説明をする。

平澤委員長 これより質疑に入りますが、何かご質問等はございますか。

柴山委員 市民というのは、住居しているという意味ですか。笠間市に住所がある、事業所があるとかは関係ないですか。

事務局 事業所は例えば社会教育関係団体をする事業者だとしますと、それは市内外でも関係ないのでその言葉を抜かせていただきました。市内にある事業所を限定する必要はないことになり、市外の事業者でも問題ないようにになりました。これは岩間の分校で行っております、ちびくろという武蔵野美術大学の大学生主体の団体等がこの補助事業に適用するためにその言葉を抜いたところです。

柴山委員 はい、わかりました。

平澤委員長 その他何かございますか。

平澤委員長 それでは、採決に入りますが、原案のとおり可決することに異議ご

ざいませんでしょうか。

各委員

(異議なしの声)

平澤委員長

異議なしと認め、議案第25号 笠間市社会教育推進事業補助金交付要綱の一部改正については、原案のとおり可決いたします。

平澤委員長

議案第26号 笠間市教育支援委員会条例施行規則についてを上程し、事務局より説明を求めます。

事務局

原案に基づいて説明をする。

平澤委員長

これより質疑に入りますが、何かご質問等はございますか。

柴山委員

これは抽象的に書かれていて、第3条の就学指導に関する調査研究とありますが、具体的なことは何もないんですか。

事務局

条例施行規則には具体的には謳ってはありません。

柴山委員

ないんですか。

飯島教育長

1年生に入るときに、通常学級で大丈夫かそれとも特別支援学校に行ったほうがいいのか、もちろん身体障害だったり発達障害があったりする子どもが幼稚園だとかにいるわけです。調査員がその子の様子を調査に行って、その情報を委員会にかけるわけです。委員会でその資料をもとに特別支援学校に行ったほうがいいのか、普通学校の特別支援の教室に入級したほうがいいのかを判断するための委員会です。以前は就学指導委員会と言われましたが、そのときだけでなく、それ以降も関わるべきだろうということで、教育支援委員会と就学をとったわけです。就学指導となると就学時だけにしか関わらなくなりますので。

柴山委員

それで福祉関係者がいるんですか。

飯島教育長

そうです。

柴山委員

わかりました。

平澤委員長

虐待児童がいるとかではないんですか。

飯島教育長

それとは別で、就学に関わることです。ただ、行動が異常なのは虐待が原因ではないかという調査結果が出ることもあります。

事務局

目的がそこなので、第3条に具体的な記述がなくて疑問に思ったのでしょうかけれども、就学支援の行く学校を判断するために必要なものすべての調査という部分がありますので、そういうふうに理解していただければと思います。

柴山委員

わかりました。

平澤委員長

例えばあなたのお子さんは養護学校に行ったほうがいいのかということでも当家の親は普通学級に行かせてくれということもありますよね。それは話し合いになるでしょうが。

飯島教育長

やはり、親の許可がないと無理に入れることはできない。ただ、やはりここでは難しいという判断が生まれることもある。そういう時には別の学校ということになりますね。

事務局

無理して普通学級に入れても本人のためにならないという話を保護

者にして極力納得していただくようにしていますが、稀にはどうしても普通学級に入りたいという保護者の方はいらっしゃいます。

平澤委員長

わかりました。

平澤委員長

その他何かございますか。

平澤委員長

それでは、採決に入りますが、原案のとおり可決することに異議ございませんでしょうか。

各委員

(異議なしの声)

平澤委員長

異議なしと認め、議案第26号 笠間市教育支援委員会条例施行規則については、原案のとおり可決いたします。

平澤委員長

議案第27号 笠間市教育委員会の所管に属する職員の服務の宣誓に関する規則についてを上程し、事務局より説明を求めます。

事務局

原案に基づいて説明をする。

平澤委員長

これより質疑に入りますが、何かご質問等がございますか。

柴山委員

罰則は入っているんですか。

事務局

特に罰則はありません。罰則は服務規程で定められています。

柴山委員

わかりました。

平澤委員長

その他何かございますか。

平澤委員長

それでは、採決に入りますが、原案のとおり可決することに異議ございませんでしょうか。

各委員

(異議なしの声)

平澤委員長

異議なしと認め、議案第27号 笠間市教育委員会の所管に属する職員の服務の宣誓に関する規則については、原案のとおり可決いたします。

平澤委員長

議案第28号 笠間市立小中学校非常勤講師の任用に関する規程についてを上程し、事務局より説明を求めます。

事務局

原案に基づいて説明をする。

平澤委員長

これより質疑に入りますが、何かご質問等がございますか。

柴山委員

2条のところで、1, 2, 3すべて条件を満たしていないということですか。

事務局

はい。すべての条件を満たしている必要があります。

柴山委員

ALTはどのような扱いにするんですか。

事務局

ALTは別枠で定められています。これについては東小学校が複式学級になりますので、そこには県費の職員がつかみませんので、市費で授業支援を実施する職員となります。

事務局

小中学校非常勤講師はいろいろありますが、ALTは外国語指導助手とそれぞれに決めております。ここはあくまでも小中学校非常勤講師というものになります。

柴山委員

非常勤という言葉と助手という言葉では大きく違うという意味でいいんですか。

事務局

勤務内容が違いますから、それぞれの職務について服務等を定めて

います。ALTについてもALTの就業規則が定めてあります。

事務局 今年度4月から全校に配置していただいた、授業支援講師が授業時間だけというふうに決めておりました。そうすると、訪問があつて研修をさせる際に授業がないと帰らなくてはいけない。今までは具体的なものとして授業だけとしていましたが、市の勤務時間と同じように週37.5時間を超えない範囲としますと、週によっては訪問などのあつた後の研究協議会、放課後の授業研修も参加ができるということ、きちんと位置づけを行ったということです。

柴山委員 それは良くなったということですね。

事務局 かなり良くなったということです。

柴山委員 わかりました。

平澤委員長 その他何かございますか。

平澤委員長 それでは、採決に入りますが、原案のとおり可決することに異議ございませんでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

平澤委員長 異議なしと認め、議案第28号 笠間市立小中学校非常勤講師の任用に関する規程については、原案のとおり可決いたします。

平澤委員長 議案第29号 笠間市立学校管理規則実施要綱の廃止についてを上程し、事務局より説明を求めます。

事務局 原案に基づいて説明をする。

平澤委員長 これより質疑に入りますが、何かご質問等はございますか。

各委員 (特になしの声)

平澤委員長 それでは、採決に入りますが、原案のとおり可決することに異議ございませんでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

平澤委員長 異議なしと認め、議案第29号 笠間市立学校管理規則実施要綱の廃止については、原案のとおり可決いたします。

平澤委員長 議案第30号 笠間市立小中学校の主任等の配置等に関する要綱についてを上程し、事務局より説明を求めます。

事務局 原案に基づいて説明をする。

平澤委員長 これより質疑に入りますが、何かご質問等はございますか。

平澤委員長 主任手当などはあるんですか。

飯島教育長 奨励主任ではないのでありません。市で規定しているものであり、県で決めることではなく市町村で決めるので手当てはありません。

平澤教育長 県立高校などではあるようでしたので。

飯島教育長 それは奨励主任だからです。

平澤委員長 そういうことですね。わかりました。

平澤委員長 その他何かございますか。

平澤委員長 それでは、採決に入りますが、原案のとおり可決することに異議ございませんでしょうか。

各委員 (異議なしの声)
 平澤委員長 異議なしと認め議案第30号 笠間市立小中学校の主任等の配置等に関する要綱については、原案のとおり可決いたします。
 平澤委員長 議案第31号 笠間市指定文化財の指定についてを上程し、事務局より説明を求めます。
 事務局 原案に基づいて説明をする。
 平澤委員長 これより質疑に入りますが、何かご質問等はございますか。
 各委員 (特になしの声)
 平澤委員長 それでは、採決に入りますが、原案のとおり可決することに異議ございませんでしょうか。
 各委員 (異議なしの声)
 平澤委員長 異議なしと認め、議案第31号 笠間市指定文化財の指定については、原案のとおり可決いたします。

(5) その他 なし

(6) 閉会

平澤委員長 午後3時26分閉会を宣す。

8. 議決事項

報告第3号	専決処分の承認を求めることについて (非公開)	承認
報告第4号	専決処分の承認を求めることについて	承認
報告第5号	専決処分の承認を求めることについて (非公開)	承認
議案第11号	笠間市教育相談員の委嘱について	可決
議案第12号	笠間市教育指導員の委嘱について	可決
議案第13号	笠間市立学校評議員の委嘱について	可決
議案第14号	笠間市立学校医の解職及び委嘱並びに担当校変更について	可決
議案第15号	笠間市文化財保護審議会委員の委嘱について	可決
議案第16号	市史研究員の委嘱について	可決
議案第17号	笠間市スポーツ推進委員の解職及び委嘱について	可決
議案第18号	笠間市図書館協議会委員並びに笠間市子ども読書活動推進会議委員の任命について	可決
議案第19号	笠間市立学校管理規則の一部を改正する規則について	可決
議案第20号	笠間市立幼稚園園則の一部を改正する規則について	可決
議案第21号	笠間市社会教育委員会議運営規則の一部を改正する規則について	可決
議案第22号	笠間市青少年センター相談員規則の一部を改正する規則について	可決
議案第23号	笠間市立幼稚園預かり保育に関する実施要綱の一部改正について	可決

議案第 24 号	笠間市適応指導教室管理及び運営要領の一部改正について	可決
議案第 25 号	笠間市社会教育推進事業補助金交付要綱の一部改正について	可決
議案第 26 号	笠間市教育支援委員会条例施行規則について	可決
議案第 27 号	笠間市教育委員会の所管に属する職員の服務の宣誓に関する規則について	可決
議案第 28 号	笠間市立小中学校非常勤講師の任用に関する規程について	可決
議案第 29 号	笠間市立学校管理規則実施要綱の廃止について	可決
議案第 30 号	笠間市立小中学校の主任等の配置等に関する要綱について	可決
議案第 31 号	笠間市指定文化財の指定について	可決